

32. 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」より一時滞在施設の運営

平常時

(1) 運営計画の作成

施設管理者は、帰宅困難者等の受入れに係る運営計画又は防災計画をあらかじめ作成しておく。

その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても運営計画又は防災計画に明記する。

施設管理者は、運営計画又は防災計画を冊子等にまとめ、自らの従業員等に周知する。

テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、施設管理者は他の事業者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

(2) 運営体制の決め

施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営体制に係る次の点を運営計画又は防災計画に定めておくことが必要である。

ア 施設内における受入場所

イ 受入定員

約3.3m²当たり2人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。また、通路として使用する部分等についても考慮する。

ウ 運営要員の確保

- ・施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。
- ・施設滞在者による運営補助やボランティアの活用等も検討する。

エ 関係機関との連絡の手順

施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留者対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

オ 一時滞在施設の受入者への情報提供の手順

カ 備蓄品の配布手順

キ 要配慮者への対応

ク セキュリティ・警備体制の構築

施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報を適切に管理する体制の整備を行う。

また、帰宅困難者を受け入れた際のトラブル防止（盗難等）の体制の整備もあわせて行う。

(3) 受入れのための環境整備

ア 平時からの施設の安全確保

一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を受け入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。また、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。

なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討する。また、停電時等の対応も含め、建物及び施設滞在者の安全確認の方針等を一時滞在施設の運営計画又は防災計画で定めておく。

イ 記録・帳票の整備

施設管理者は、事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めるのを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい。具体的な書類・帳票等については、地元自治体や事業者が、それぞれの実情を踏まえて作成する。以下に必要と考えられる書類・帳票等を例示する。

- ・受入者名簿
- ・受入記録日計表
- ・物品受払簿
- ・一時滞在施設運営及び収容状況記録票
- ・一時滞在施設設置に要した物品受払証拠書類

ウ 情報入手手段及び帰宅困難者への情報提供体制の準備

- ・施設には、テレビ、ラジオ、インターネットと接続したパソコンを備えておく。また、その他の災害に強い通信手段の確保に努める。
- ・入手した情報を帰宅困難者に提供できるよう、ホワイトボードなどの掲示板や周辺の地図を準備しておくとともに、可能であれば、館内放送等で伝達する。

エ 安否確認のための体制整備（特設公衆電話、Wi-Fi など）

- ・帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、特設公衆電話やWi-Fi 等の通信手段を整備しておく。
- ・災害用伝言板サービス等の使い方を説明できる体制を整えておく。

オ 備蓄品、非常用電源設備等の確保

- ・施設管理者は、受け入れた帰宅困難者等が発災後留まれるよう、必要な水、食料、ブランケットなどの物資の備蓄に努める。
- ・施設管理者は、施設内に必要な物資の備蓄が困難な場合においては、行政や関係機関との連携により災害時に利用可能な備蓄手段及び輸送手段等の確保について検討する。
- ・非常用電源設備や電池等の確保を行うなど、可能な範囲で災害時の停電時に備えておくことが望ましい。

カ 防災関係者連絡体制の整備

施設管理者は、災害時の都県及び区市町村の連絡先を把握するほか、近隣の警察、消防及び他の一時滞在施設等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成し、配備する。

（4）訓練等における定期的な手順の確認

施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて、一時滞在施設の開設に関する訓練を年1回以上定期的に実施し、帰宅困難者等の受入の手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行う。

また、施設管理者は当該訓練の結果について検証し、必要に応じて計画等に反映させる。

一時滞在施設一覧

令和5(2023)年10月時点

No	施設名	施設区分	一般公表	住所
1	赤羽北桜高等学校	都立施設	常時	西が丘 3-14-20
2	中央・城北職業能力開発センター赤羽校	都立施設	常時	西が丘 3-7-8
3	東京都障害者総合スポーツセンター	都立施設	常時	十条台 1-2-2
4	王子総合高等学校	都立施設	常時	滝野川 3-54-7
5	赤羽会館	区立施設	常時	赤羽南 1-13-1
6	北とぴあ	区立施設	常時	王子 1-11-1
7	滝野川会館	区立施設	常時	西ヶ原 1-23-3
8	川田工業株式会社	民間施設	常時	滝野川 1-3-11
9	トヨタモビリティ東京(株)王子店	民間施設	常時	堀船 1-14-11
10	トヨタモビリティ東京(株)赤羽店	民間施設	常時	志茂 3-14-5
11	TO-REI 成長支援センター	民間施設	常時	上中里 2-19-1

※災害時にのみ公表する一時滞在施設を除く。

34. いつとき集合場所一覧表

令和5(2023)年4月現在

(王子地区)

No	利用町会名	いつとき集合場所	所在地
1	中十条二丁目町会	中十条二丁目児童遊園	中十条2-14-19
2	王子本町二丁目町会	王子本町公園	王子本町2-29
3	岸町一丁目町会 岸町二丁目町会	名主の滝公園	岸町1-15-25
4	中十条三丁目町会	十条小学校	中十条3-1-6
5	十条仲原一丁目町会	雪峰院前路上	上十条3-25
6	十条仲原2・4丁目町会	王子第三小学校	上十条5-2-3
7	上十条四丁目町会	北ノ台スポーツ多目的広場	上十条5-14-2
8	王子1丁目町会	柳田公園	王子1-20-1
9	王子4丁目町会	王子4丁目公園周辺	王子4-1
10	王子5丁目町会	王子5丁目公園周辺	王子5-17-26
11	堀船一丁目町会	リーブルテック	堀船1-28-1
12	堀船二丁目町会	堀船小学校 堀船公園	堀船2-11-9 堀船2-10-5
13	堀船三丁目町会	堀船中学校	堀船2-23-20
14	堀船4丁目町会	船方神社	堀船4-13-28
15	豊島二丁目町会	柳田小学校 豊島公園	豊島2-11-20 豊島2-26
16	豊島三丁目町会	豊川小学校	豊島3-10-23
17	豊島七丁目南町会	紀州神社周辺	豊島7-15-4
18	豊島七丁目北栄会	紀州神社周辺	豊島7-15-4
19	豊島町住宅自治会	紀州神社周辺	豊島7-15-4
20	豊島八丁目町会	豊島馬場遺跡公園	豊島8-27
21	東十条五丁目町会	東十条五丁目児童遊園周辺	東十条5-13
22	東十条六丁目町会	成立学園高校	東十条6-9

(赤羽地区)

No	利用町会名	いっとき集合場所	所在地
1	神谷一丁目町会	神谷南公園	神谷1-32-4
2	神谷三丁目町会	柏木神社境内	神谷3-55
3	志茂一丁目自治会	志茂町公園	志茂1-5-1
4	赤羽南自治会	赤羽公園	赤羽南1-14-17
5	志茂四丁目町会	志茂ゆりの木公園 志茂四わかば児童遊園	志茂5-18-1 志茂4-31-1
6	岩淵町自治会	八雲神社境内	岩淵町22
7	赤羽自治会	赤羽東公園	赤羽1-43-1
8	袋自治会	赤羽三丁目公園 印刷局袋町宿舎広場	赤羽3-23-7 赤羽3-9
9	赤羽北一丁目町会	赤羽北一丁目児童遊園	赤羽北1-10-8
10	赤羽北2丁目十二自治会	都営住宅前広場	赤羽北2-36-3
11	赤羽北2丁目都営第2アパート 自治会	都営住宅前広場	赤羽北2-36-2
12	赤羽北二団地自治会	赤羽北二丁目児童遊園	赤羽北2-34-6
13	赤羽北二丁目町会	袋小学校	赤羽北2-15-3
14	赤羽台四丁目町会	赤羽台さくら並木公園	赤羽台4-11 (桐ヶ丘2-11)
15	稻付自治会	静勝寺境内	赤羽西1-21
16	鶴ヶ丘町会	鶴ヶ丘児童遊園 赤羽西4-10先三叉路路上	赤羽西4-6-5 赤羽西4-10
17	赤羽西自治会	稻付公園	赤羽西3-19-5

(滝野川地区)

No	利用町会名	いっとき集合場所	所在地
1	宮元自治会法人	滝野川八幡神社	滝野川5-26-15
2	滝野川済美自治会	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4
3	滝野川新西自治会	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4
4	滝野川上町親和会	谷端小学校	滝野川7-12-7
5	谷端親交会	北谷端公園	滝野川7-14-1
6	永谷マンション親和会	永谷マンション前敷地	滝野川7-50-15
7	飛鳥山自治会	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27
8	西ヶ原上町自治会	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27
9	東大原自治会	東京東信用金庫前広場	滝野川1-48-1
10	西ヶ原二本榎自治会	七社神社	西ヶ原2-11-1
11	西ヶ原西谷戸自治会	西ヶ原小学校	西ヶ原4-19-21
12	西ヶ原南谷戸自治会	西ヶ原公園	西ヶ原4-18-1
13	西ヶ原三和自治会	飛鳥中学校	西ヶ原3-5-12
14	西ヶ原東部自治会	第2古河マンション前広場	西ヶ原1-40-10
15	西ヶ原中央自治会	滝野川小学校	西ヶ原1-18-10
16	中里町自治会	中里自治会事務所前広場 JR中里アパート4号棟前	中里3-4-15 中里3-20-4
17	中里親和会	西中里公園	中里2-15-1
18	中里協和会 中里親睦会	田端中学校	田端4-17-1
19	上田端親和町会	田端中学校	田端4-17-1
20	田端西台自治会	補助92号線20m道路	田端5-10-4
21	田端高台町会 中田端自治会	田端小学校	田端5-4-1
22	本田端自治会	田端日枝神社前広場	田端3-20-2
23	田端宮元自治会	東覚寺前広場	田端2-7-3
24	田端東部自治会	与楽寺前広場 田端台公園	田端1-25-1 田端1-28-23
25	田端親和町会	与楽寺前広場 田端聖華保育園前桜並木通り	田端1-25-1 田端1-22
26	東田端睦会	田端台公園 与楽寺前広場 田端聖華保育園前桜並木通り	田端1-28-23 田端1-25-1 田端1-22

第1部

震災対策編

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

本編

第3部

震災対策編

資料編

風水害対策編

No	利用町会名	いっとき集合場所	所在地
27	田端新町一丁目親交会	田端新町公園	田端新町1-22-18
28	田端新町一丁目睦会	田端新町南むつみ公園	田端新町1-5-13
29	田端新町二丁目自治会	東田端公園	東田端2-5-18
30	北区昭和町自治会	滝野川第五小学校 JR尾久駅前広場	昭和町3-3-12 昭和町1-2-16
31	上中里三丁目自治会	滝野川第五小学校	昭和町3-3-12
32	栄町親和会	栄町ふれあい公園 都電敷地	栄町33-2 栄町16
33	田端新町1丁目団地自治会	田端新町一丁目児童遊園	田端新町1-17-8

35. 避難場所一覧

和5(2023)年4月現在

番号	避難場所名称	所在地	区域面積(m ²)	避難有効面積(m ²)	地区割当			避難計画人口(人)	一人当たり避難有効面積(m ² /人)	最遠距離(km)
					区	町丁	町丁数			
83	染井墓地・駒込中学校一帯	豊島区駒込、巣鴨北区西ヶ原	271,830	127,592	北区 豊島区	西ヶ原四丁目	1	70,687	1.81	1.5
						上池袋四丁目、北大塚一丁目、北大塚二丁目、駒込一丁目、駒込二丁目、駒込三丁目、駒込四丁目、駒込五丁目、駒込六丁目、駒込七丁目、巣鴨一丁目、巣鴨二丁目、巣鴨三丁目、巣鴨四丁目、巣鴨五丁目、西巣鴨一丁目、西巣鴨二丁目、西巣鴨三丁目、西巣鴨四丁目及び南大塚一丁目の一部	20			
88	荒川河川敷一帯	北区赤羽、赤羽北、岩淵町、志茂	225,915	154,450	北区	赤羽一丁目、赤羽二丁目、赤羽三丁目、岩淵町、志茂二丁目、志茂三丁目、志茂四丁目及び志茂五丁目	8	31,710	4.87	1.4
89	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区	北区赤羽北、赤羽台、赤羽西、桐ヶ丘、西が丘 板橋区清水町	1,151,137	596,797	北区 板橋区	赤羽北三丁目、赤羽台一丁目、赤羽台二丁目、赤羽台三丁目、赤羽台四丁目、赤羽西一丁目、赤羽西二丁目、赤羽西三丁目、赤羽西四丁目、赤羽西五丁目、赤羽西六丁目、上十条五丁目、桐ヶ丘一丁目、桐ヶ丘二丁目、西が丘一丁目、西が丘二丁目及び西が丘三丁目	17	161,111	3.70	1.8
						小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、泉町、稻荷台、大原町、大山東町、栄町、清水町、志村一丁目、蓮沼町、氷川町、富士見町、双葉町、本町、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、宮本町及び大和町	22			
90	豊島五丁目団地一帯	北区豊島	210,281	142,911	北区	豊島四丁目、豊島五丁目及び豊島六丁目	3	14,284	10.00	0.4
91	王子六・飛鳥高校・駿台学園一帯	北区王子	197,790	106,956	北区	王子一丁目の一部、王子二丁目、王子三丁目、王子四丁目、王子六丁目、豊島一丁目、豊島二丁目、豊島三丁目及び豊島七丁目の一部	9	24,241	4.41	0.9

番号	避難場所名称	所在地	区域面積(m ²)	避難有効面積(m ²)	地区割当			避難計画人口(人)	一人当たり避難有効面積(m ² /人)	最遠距離(km)
					区	町丁	町丁数			
93	北区防災センター・旧古河庭園一帯	北区上中里、西ヶ原	85,592	42,339	北区	上中里一丁目、田端一丁目、田端二丁目、田端三丁目、田端四丁目、田端五丁目、田端六丁目、中里一丁目、中里二丁目、中里三丁目、西ヶ原一丁目、西ヶ原二丁目の一部、西ヶ原三丁目の一部、東田端一丁目及び東田端二丁目	15	37,212	1.14	1.7
94	都営滝野川三丁目団地一帯	北区滝野川	120,716	35,959	北区	滝野川一丁目の一部、滝野川二丁目の一部、滝野川三丁目、滝野川四丁目、滝野川五丁目、滝野川六丁目及び滝野川七丁目	7	29,361	1.22	0.9
95	十条台・北区中央公園一帯	北区王子本町、十条台	244,138	127,818	北区	王子本町一丁目、王子本町二丁目、王子本町三丁目、上十条一丁目、岸町一丁目、岸町二丁目、十条台一丁目、中十条一丁目、中十条二丁目及び中十条三丁目	10	25,451	5.02	0.9
97	浮間公園・荒川河川敷緑地一帯	北区浮間板橋区新河岸、舟渡	863,474	614,485	北区 板橋区	浮間二丁目 舟渡二丁目及び舟渡三丁目	1 2	11,743	52.33	0.5
99	東京家政大学・加賀中学校一帯	北区上十条、十条台板橋区加賀	184,663	89,673	北区 板橋区	上十条二丁目、上十条三丁目、上十条四丁目、十条台二丁目及び十条仲原一丁目 板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目及び仲宿	5 7	71,997	1.25	1.3
129	王子五丁目団地一帯	北区王子	90,365	44,522	北区	王子五丁目の一部、神谷一丁目の一部、東十条一丁目、東十条二丁目、東十条三丁目及び東十条四丁目	6	18,176	2.45	0.7
136	都立尾久の原公園一帯	荒川区東尾久、町屋	148,219	97,856	北区 荒川区	田端新町一丁目、田端新町二丁目及び田端新町三丁目 荒川五丁目の一部、荒川六丁目、西尾久一丁目、西尾久二丁目、西尾久三丁目、西尾久四丁目、西尾久五丁目、西尾久六丁目、西日暮里一丁目の一部、西日暮里六丁目、東尾久一丁目、東尾久二丁目、東尾久三丁目、東尾久四丁目、東尾久五丁目、東尾久六丁目、東尾久七丁目、東尾久八丁目、町屋一丁目の一部、町屋二丁目、町屋三丁目、町屋四丁目、町屋五丁目、町屋六丁目、町屋七丁目の一部及び町屋八丁目の一部	3 26	90,066	1.09	2.0

番号	避難場所名称	所在地	区域面積(m ²)	避難有効面積(m ²)	地区割当			避難計画人口(人)	一人当たり避難有効面積(m ² /人)	最遠距離(km)
					区	町丁	町丁数			
144	飛鳥山公園	北区王子、西ヶ原	71,698	33,013	北区	王子一丁目の一部、滝野川一丁目の一部、滝野川二丁目の一部、西ヶ原二丁目の一部及び西ヶ原三丁目の一部	5	9,526	3.47	0.7
145	北運動公園一帯	北区神谷、志茂	120,502	51,053	北区	赤羽南一丁目、赤羽南二丁目、神谷二丁目、神谷三丁目、志茂一丁目、東十条五丁目及び東十条六丁目	7	21,718	2.35	0.6
167	清水坂公園一帯	北区十条仲原、中十条	54,250	10,954	北区	十条仲原二丁目、十条仲原三丁目、十条仲原四丁目及び中十条四丁目	4	5,310	2.06	0.4
229	新河岸東公園一帯	北区浮間板橋区舟渡	71,692	61,955	北区	浮間四丁目及び浮間五丁目	2	11,465	5.40	0.8
					板橋区	舟渡一丁目	1			
230	東京成徳学園・神谷堀公園一帯	北区王子、神谷、豊島	52,225	33,316	北区	王子五丁目の一部、神谷一丁目の一部、豊島七丁目の一部及び豊島八丁目	4	13,861	2.40	0.5
231	堀船地区一帯	北区堀船	57,921	34,220	北区	上中里二丁目、上中里三丁目、栄町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、堀船一丁目、堀船二丁目、堀船三丁目及び堀船四丁目	10	28,212	1.21	1.6
					荒川区	西尾久七丁目及び西尾久八丁目	2			
232	赤羽北地区一帯	北区赤羽北	42,084	29,180	北区	赤羽北一丁目の一部及び赤羽北二丁目	2	8,061	3.62	1.0
233	浮間一丁目地区	北区浮間	45,046	32,688	北区	赤羽北一丁目の一部及び浮間一丁目	2	5,536	5.90	0.8
234	浮間小学校・浮間三丁目団地地区	北区浮間	92,063	62,369	北区	浮間三丁目	1	8,999	6.93	0.5

第1部

震災対策編

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

本編

第3部

震災対策編

資料編

風水害対策編

36. 避難所・福祉避難所一覧

令和6(2024)年3月現在

(1) 避難所

No	学校名	所在地	No	学校名	所在地
1	王子小学校	王子2-7-1	30	滝野川第五小学校	昭和町3-3-12
2	王子第一小学校	王子5-14-18	31	西ヶ原小学校	西ヶ原4-19-21
3	王子第二小学校	王子本町2-2-5	32	谷端小学校	滝野川7-12-17
4	王子第三小学校	上十条5-2-3	33	田端小学校	田端5-4-1
5	王子第五小学校	上十条2-18-17	34	滝野川もみじ小学校	滝野川3-72-1
6	豊川小学校	豊島3-10-23	35	王子桜中学校	王子2-7-1
7	堀船小学校	堀船2-11-9	36	十条富士見中学校	十条台1-9-33
8	柳田小学校	豊島2-11-20	37	明桜中学校	王子6-3-23
9	東十条小学校	東十条3-14-23	38	堀船中学校	王子5-2-8 (仮移転中)
10	としま若葉小学校	豊島5-3-30	39	稻付中学校	赤羽西6-1-4
11	十条小学校	中十条3-1-6	40	赤羽岩淵中学校	赤羽2-6-18
12	赤羽小学校	赤羽1-24-6	41	神谷中学校	神谷2-46-13
13	岩淵小学校	岩淵町6-6	42	浮間中学校	浮間4-29-32
14	なでしこ小学校	志茂1-34-17	43	桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘2-6-11
15	第四岩淵小学校	赤羽3-24-23	44	田端中学校	田端4-17-1
16	梅木小学校	西が丘2-21-15	45	滝野川紅葉中学校	滝野川5-55-8
17	神谷小学校	神谷2-30-5	46	飛鳥中学校	西ヶ原3-5-12
18	稻田小学校	赤羽南2-23-24	47	志茂子ども交流館	志茂5-18-3
19	桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘1-10-23	48	ココキタ 豊島北コミュニティアーナ	豊島5-3-13
20	袋小学校	赤羽北2-15-3	49	旧富士見中学校	上十条3-1-25
21	八幡小学校	赤羽台3-18-5	50	新町コミュニティアーナ	田端新町2-27-17
22	浮間小学校	浮間3-4-27	51	北区役所滝野川分庁舎	滝野川2-52-10
23	西浮間小学校	浮間2-7-1	52	旧西浮間小学校	浮間4-29-30
24	赤羽台西小学校	赤羽台2-1-34	53	旧滝野川第六小学校 (フランス学園)	滝野川5-44-15
25	西が丘小学校	西が丘1-12-14	54	旧清至中学校	王子6-7-3
26	滝野川小学校	西ヶ原1-18-10	55	旧田端中学校	田端6-9-1
27	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4	56	旧十条台小学校	中十条1-5-6
28	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27	57	旧清水小学校	十条仲原4-5-17
29	滝野川第四小学校	東田端2-5-23			

(2) 福祉避難所

No	施設名	住所	分類	備考
1	障害者福祉センター	北区中十条1-2-18	通所型	
2	あすなろ福祉園	北区王子6-4-6	通所型	
3	若葉福祉園	北区赤羽西6-9-2	通所型	
4	赤羽西福祉工房	北区赤羽西5-7-1	通所型	
5	王子福祉作業所	北区王子2-19-20	通所型	
6	赤羽西福祉作業所	北区赤羽西5-7-5	通所型	
7	たばた福祉作業所	北区西ヶ原1-19-12	通所型	
8	子ども発達支援センターさくらんぼ園	北区豊島4-16-38	通所型	
9	あゆみステーション	北区東十条6-5-19	通所型	
10	たいよう事業所	北区豊島5-3-35	通所型	
11	就労・生活支援センター飛鳥晴山苑	北区西ヶ原4-51-1	通所型	
12	特別養護老人ホーム上中里つじ荘	北区上中里2-45-2	介護型	
13	特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘	北区中十条4-16-32	介護型	大規模改修中 仮移転先： 北区浮間 3-11-26
14	特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘	北区桐ヶ丘1-16-26	介護型	
15	特別養護老人ホーム王子光照苑	北区王子3-3-1	介護型	
16	特別養護老人ホームウエルガーデン西が丘園	北区西が丘3-16-27	介護型	
17	特別養護老人ホームみずべの苑	北区志茂3-6-13	介護型	
18	特別養護老人ホームうきま幸朋苑	北区浮間5-13-1	介護型	
19	特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑	北区西ヶ原4-51-1	介護型	
20	特別養護老人ホーム新町光陽苑	北区田端新町2-27-16	介護型	
21	東京北医療センター介護老人保健施設さくらの杜	北区赤羽台4-17-56	介護型	
22	介護老人保健施設リハビリパーカ滝野川	北区滝野川6-13-13	介護型	
23	介護老人保健施設太陽の都	北区浮間2-1-13	介護型	
24	介護老人保健施設はくちょう	北区田端3-18-24	介護型	
25	特別養護老人ホーム赤羽北さくら荘	北区赤羽北3-6-10	介護型	
26	滝野川西高齢者在宅サービスセンター	北区滝野川6-21-25 滝野川西区民センター3階	介護型	
27	堀船高齢者在宅サービスセンター	北区堀船2-25-2-101	介護型	
28	介護付有料老人ホームアイムス赤羽	北区東十条6-5-15	介護型	

No	施設名	住所	分類	備考
29	介護老人保健施設東京シニアケセンター赤羽	北区志茂1-19-14	介護型	
30	浮間ふれあい館	北区浮間2-10-2	補完型	
31	赤羽ふれあい館	北区赤羽1-59-9	補完型	
32	神谷ふれあい館	北区神谷3-35-17	補完型	
33	赤羽北ふれあい館	北区赤羽北2-25-8-201	補完型	
34	桐ヶ丘ふれあい館	北区桐ヶ丘2-7-43	補完型	
35	島下ふれあい館	北区赤羽西6-10-12	補完型	
36	稻付ふれあい館	北区赤羽西3-19-5	補完型	
37	西が丘ふれあい館	北区西が丘1-47-15	補完型	
38	東十条ふれあい館	北区北区東十条3-2-14	補完型	
39	王子ふれあい館	北区豊島1-14-12	補完型	
40	豊島ふれあい館	北区豊島3-27-22	補完型	
41	上十条ふれあい館	北区上十条3-3-9	補完型	
42	十条台ふれあい館	北区中十条1-2-18	補完型	
43	岸町ふれあい館	北区岸町1-6-17	補完型	
44	堀船ふれあい館	北区堀船3-7-12	補完型	
45	昭和町ふれあい館	北区昭和町3-10-7	補完型	
46	東田端ふれあい館	北区東田端2-20-51	補完型	
47	田端ふれあい館	北区田端3-16-2	補完型	
48	滝野川東ふれあい館	北区滝野川1-46-7	補完型	
49	滝野川西ふれあい館	北区滝野川6-21-25	補完型	
50	志茂ふれあい館	北区志茂1-34-17 なでしこ小学校内	補完型	
51	志茂老人いこいの家	北区志茂1-2-22 元気ぶらぎ内	補完型	
52	滝野川老人いこいの家	北区滝野川1-46-7 滝野川東区民センター2階	補完型	
53	名主の滝老人いこいの家	北区岸町1-15-25 名主の滝公園内	補完型	
54	都立北特別支援学校	北区十条台1-1-1	補完型	
55	都立王子特別支援学校	北区十条台1-8-41	補完型	

(参考①)水害時の避難場所一覧

令和6(2024)年4月現在

荒川の氾濫を想定した高台水害対応避難場所

No	施設名	所在地
1	桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘2-6-11
2	桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘1-10-23
3	赤羽台西小学校	赤羽台2-1-34
4	西が丘小学校	西が丘1-12-14
5	梅木小学校	西が丘2-21-15
6	旧清水小学校	十条仲原4-5-17
7	王子第三小学校	上十条5-2-3
8	王子第五小学校	上十条2-18-17
9	旧富士見中学校	上十条3-1-25
10	滝野川もみじ小学校	滝野川3-72-1
11	東京国際フランス学園	滝野川5-44-15
12	谷端小学校	滝野川7-12-17
13	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4
14	北区役所滝野川分庁舎	滝野川2-52-10
15	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27
16	西ヶ原小学校	西ヶ原4-19-21
17	飛鳥中学校	西ヶ原3-5-12
18	滝野川小学校	西ヶ原1-18-10
19	田端小学校	田端5-4-1
20	旧田端中学校	田端6-9-1

石神井川の氾濫および土砂災害(がけ崩れ)を想定した水害対応避難場所

No	施設名	所在地
1	堀船小学校	堀船2-11-9
2	明桜中学校	王子6-3-23
3	滝野川紅葉中学校	滝野川5-55-8
4	第四岩淵小学校	赤羽3-24-23
5	梅木小学校	西が丘2-21-15
6	袋小学校	赤羽北2-15-3
7	赤羽台西小学校	赤羽台2-1-34
8	旧清水小学校	十条仲原4-5-17
9	田端小学校	田端5-4-1
10	十条台ふれあい館	中十条1-2-18
11	桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘2-6-11
12	北区防災センター	西ヶ原2-1-6

(参考②)風水害時の福祉避難所一覧

令和6(2024)年4月現在

No	施設名	住所	分類
1	障害者福祉センター	中十条1-2-18	通所型
2	若葉福祉園	赤羽西6-9-2	通所型
3	赤羽西福祉工房	赤羽西5-7-1	通所型
4	就労・生活支援センター飛鳥晴山苑	西ヶ原4-51-1	通所型
5	特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘	中十条4-16-32 ※	介護型
6	特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘	桐ヶ丘1-16-26	介護型
7	特別養護老人ホームウエルガーデン 西が丘園	西が丘3-16-27	介護型
8	特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑	西ヶ原4-51-1	介護型
9	特別養護老人ホーム赤羽北さくら荘	赤羽北3-6-10	介護型
10	滝野川西高齢者在宅サービスセンター	滝野川6-21-25 滝野川西区民センター3階	介護型
11	桐ヶ丘ふれあい館	桐ヶ丘2-7-43	補完型
12	島下ふれあい館	赤羽西6-10-12	補完型
13	稻付ふれあい館	赤羽西3-19-5	補完型
14	西が丘ふれあい館	西が丘1-47-15	補完型
15	上十条ふれあい館	上十条3-3-9	補完型
16	十条台ふれあい館	中十条1-2-18	補完型
17	田端ふれあい館	田端3-16-2	補完型
18	滝野川東ふれあい館	滝野川1-46-7	補完型
19	滝野川西ふれあい館	滝野川6-21-25	補完型
20	滝野川老人いこいの家	滝野川1-46-7 滝野川東区民センター2階	補完型
21	田端児童館	田端3-24-14	補完型
22	桐ヶ丘児童館	桐ヶ丘1-16-27-102	補完型
23	西が丘児童館	西が丘2-4-1	補完型
24	都立北特別支援学校	十条台1-1-1	補完型
25	都立王子特別支援学校	十条台1-8-41	補完型
26	田端中学校	田端4-17-1	準補完型
27	十条富士見中学校	十条台1-9-33	準補完型
28	滝野川紅葉中学校	滝野川5-55-8	準補完型
29	稻付中学校	赤羽西6-1-4	準補完型

※大規模改修工事に伴い、令和7年3月末（予定）まで浮間3-11-26に仮移転中。

37. 災害備蓄倉庫の位置及び名称

令和5(2023)年4月現在

No	名称	場所	構造
1	桐ヶ丘災害備蓄倉庫	赤羽台3-21	鉄筋コンクリート平屋
2	豊島5丁目災害備蓄倉庫	豊島5-5	鉄筋コンクリート平屋
3	西が丘災害備蓄倉庫	西が丘2-4	鉄筋コンクリート平屋
4	王子5丁目災害備蓄倉庫	王子5-2-5	(公団5号棟1階ピロティ)
5	滝野川3丁目災害備蓄倉庫	滝野川3-80-1	鉄筋コンクリート2階建1階部分
6	防災センター災害備蓄倉庫	西ヶ原2-1-6	鉄筋コンクリート3階建3階部分
7	岩淵災害備蓄倉庫	岩淵町41	鉄筋コンクリート2階建
8	北とぴあ災害備蓄倉庫	王子1-11-1	(北とぴあ地下2階部分)
9	東田端災害備蓄倉庫	東田端1-16-16	鉄筋鉄骨コンクリート中2階建
10	浮間災害備蓄倉庫	浮間1-15-1	都営住宅1階
11	北運動場災害備蓄倉庫	神谷2-47-6	(北運動場観覧席下)
12	西ヶ原四丁目災害備蓄倉庫	西ヶ原4-51-62	(西ヶ原みんなの公園内)

第1部

震災対策編

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

38. 備蓄物資一覧

令和5（2023）年4月現在

品目	災害備蓄倉庫	避難所	予備避難所	合計	単位
					都・区計
食料	アルファ米（区）	82,000	240,000	4,200	326,200 食
	アルファ米（都）	33,700	0	0	33,700 359,900
	クラッカー（区）	143,290	33,600	0	176,890 食
	クラッcker（都）	14,500	0	0	14,500 191,390
	お粥（区）	0	90,000	0	90,000 食
	お粥（都）	10,000	0	0	10,000 100,000
	粉ミルク	0	27,840	0	27,840 食
	液体ミルク	0	2,784	0	2,784 缶
	ミネラルウォーター	33,600	74,400	1,224	109,224 本
	パン	0	14,400	0	14,400 食
生活用品	ペットフード	0	2,160	0	2,160 食
	ほ乳瓶	2,210	9,620	0	11,830 本
	ほ乳瓶用おかん器	0	1,860	0	1,860 本
	毛布（区）	31,000	18,600	100	49,700 枚
	毛布（都）	9,700	0	0	9,700 59,400
	ビニールゴザ（区）	12,500	0	0	12,500 枚
	ビニールゴザ（都）	4,480	0	0	4,480 16,980
	カーペット（区）	14,090	3,160	0	17,250 枚
	カーペット（都）	5,100	0	0	5,100 22,350
	下着（区）	0	62,000	0	62,000 枚
	下着（都）	7,000	0	0	7,000 69,000
	紙おむつ（大人用）	10,370	22,440	0	32,810 組
	紙おむつ（乳児用）	46,410	27,360	0	73,770 組
	ビニールシート	2,180	1,240	0	3,420 枚
	トイレットペーパー	6,200	29,760	0	35,960 卷
	生理用品	9,504	51,460	0	60,964 枚
	食器セット	0	620,000	0	620,000 組
	サーナカルマスク	0	14,250	0	14,250 枚
	口腔用ウエットガーゼ	0	25,650	0	25,650 枚
	おりものシート	0	31,920	0	31,920 枚
	生理用ショーツ	0	1,710	0	1,710 枚
	乳児用おしりふき	0	12,540	0	12,540 枚
	清潔綿	0	19,950	0	19,950 枚
	トランプ型圧縮タオル	0	969	0	969 枚
	災害時特設公衆電話	0	285	0	285 台
	簡易トイレ	293	798	0	1,091 台
	簡易トイレ用袋	0	22,800	0	22,800 枚

品目	災害備蓄倉庫	避難所	予備避難所	合計	単位
					都・区計
生活用品	トイレ用簡易テント	0	342	0	342 張
	給水施設旗等セット	0	57	0	57 式
	ソーラーランタン	0	570	0	570 個
	ペット用簡易サークル	0	285	0	285 個
	筆談用磁気ボード	0	171	0	171 個
	防犯ブザー	0	2,850	0	2,850 個
	電気メガホン	25	114	0	139 台
	給水タンク(1t・0.5t)	0	各57	0	各57 台
	事務用品	13	57	0	70 式
	ラップトイレ本体	0	57	0	57 台
	カタメルポリマー	0	57	0	57 式
	フィルムロール	0	57	0	57 式
	トイレアーム	0	57	0	57 個
	トイレケーブル	0	57	0	57 式
資機材	カセットコンロ	0	124	0	124 台
	カセットボンベ	0	372	0	372 本
	濾水機(エンジン付)	13	0	0	13 台
	濾水機(手動)	5	0	0	5 台
	自動分配給水装置	2	0	0	2 台
	レンジバーナーセット	13	0	0	13 組
	給水タンク(500ℓ)	18	0	0	18 個
	ポリタンク(20ℓ)	950	0	0	950 個
	ロンテナー(10ℓ)	4,800	0	0	4,800 個
	大型発電機	28	0	0	28 台
	投光機	22	114	0	136 台
	テント	124	0	0	124 張
	ロッジ型テント(都)	20	0	0	20 個
	スコップ	190	0	0	190 本
	ツルハシ	190	0	0	190 本
資機材	仮設便所(大・小用)	267	171	0	438 棟
	マンホールトイレ	56	171	0	227 式
	リヤカー	30	0	0	30 台
	ボート	3	0	0	3 隻
	麻袋	10,400	0	0	10,400 袋
	ゲル水囊	650	0	0	650 袋
	簡易救助品(布団レス)	49	0	0	49 個
	棺桶	160	0	0	160 基
	浄水機	0	57	0	57 台
	組み立て水槽	0	114	0	114 槽

品目	災害備蓄倉庫	避難所	予備避難所	合計	単位
					都・区計
資機材	発電機(ガソリン式)	0	57	0	57 台
	発電機(ガス式)	0	57	0	57 台
	バルーン投光機	0	57	0	57 台
	ロープ	0	114	0	114 卷
	コードリール	0	114	0	114 台
	折りたたみリヤカー	0	57	0	57 台
	ビニールシート	0	114	0	114 箱
	D-1ポンプ	0	57	0	57 台
	消防ホース	0	285	0	285 本
	強力ライト	0	57	0	57 台
	電熱器	0	114	0	114 台
	ガソリン	0	570	0	570 ℥
	白灯油	0	570	0	570 ℥
	混合ガソリン缶	0	114	0	114 ℥
医療具	消火用三角バケツ	0	912	0	912 個
	災害救助用工具セット	0	57	0	57 組
	レンジバーナーセット	0	57	0	57 台
	車椅子	0	64	0	64 台
	救急箱	85	57	0	142 箱
	簡易ベッド	0	285	0	285 台
	担架	110	64	0	174 台

39. 備蓄物資一覧(福祉避難所)

令和5（2023）年4月現在

分類	品目	数量	単位
通所型	ミネラルウォーター	4,224	本
	お粥	4,700	食
	ミキサー粥	2,800	食
	毛布	240	枚
	洋式トイレ（自動ラップ式トイレ）	14	台
介護型	ミネラルウォーター	2,856	本
	お粥	750	食
	ミキサー粥	600	食
	食器セット	15	セット
	食品用ラップ	30	個
	鍋	20	個
	カセットコンロ	20	個
	カセットボンベ	30	セット
	紙おむつ（大人用） テープM	32	パック
	紙おむつ（大人用） テープL	32	パック
	紙おむつ（大人用） パンツM-L	32	パック
	紙おむつ（大人用） パンツL-LL	32	パック
	おしりふき	200	個
	簡易トイレ用袋	58	パック
	マスク	18	箱
	口腔用ウェットガーゼ	78	個
	使い捨てカイロ	480	個
	ウェットティッシュ	750	個
	タオル	150	枚
補完型	ティッシュ	30	パック
	ごみ袋	30	個
	使い捨て手袋	50	箱
	手指消毒液	30	個
	ポータブルライト (電池仕様・電池付)	30	個
	マイクロファイバー毛布	300	枚
	段ボールベッド	150	個
	段ボール間仕切り	18	個
	洋式トイレ（自動ラップ式トイレ）	14	台
	お粥	6,500	食
	カセットコンロ	64	台
	カセットボンベ	141	本
	電気メガホン	30	個
	リヤカー	26	台
	貯水槽	50	台
	給水タンク 1t	25	個
	かまど	25	台
	発電機	28	台
	投光機	58	個
	担架	30	台
	車椅子	32	台
	コードリール	19	個
	洋式トイレ（自動ラップ式トイレ）	23	台

40. 災害時給水ステーション(給水拠点)別給水計画

令和5(2023)年4月現在

災害時給水ステーション (給水拠点)	避難場所		避難計画人口(人)
水道局板橋給水所 (板橋区加賀1-17) 容量 ; 26,600 m ³	91	王子六・飛鳥高校・駿台学園一帯	24,241
	94	都営滝野川三丁目団地一帯	29,361
	95	十条台・北区中央公園一帯	25,451
	99	東京家政大学・加賀中学校一帯	29,999
	小 計		109,052
滝野川公園内 震災対策用 応急給水槽 (北区西ヶ原2-1) 容量 ; 1,500 m ³	83	染井墓地・駒込中学校一帯	3,366
	136	都立尾久の原公園一帯	9,317
	93	北区防災センター・旧古河庭園一帯	37,212
	144	飛鳥山公園	9,526
	231	堀船地区一帯	23,510
	小 計		82,931
北運動公園内 震災対策用 応急給水槽 (北区神谷2-47-6) 容量 ; 1,500 m ³	90	豊島五丁目団地一帯	14,284
	129	王子五丁目団地一帯	18,176
	145	北運動公園一帯	21,718
	167	清水坂公園一帯	5,310
	230	東京成徳学園・神谷堀公園一帯	13,861
	234	浮間小学校・浮間三丁目団地地区	8,999
小 計		82,348	
桐ヶ丘中央公園内 震災対策用 応急給水槽 (北区桐ヶ丘1-8) 容量 ; 1,500 m ³	88	荒川河川敷・赤羽ゴルフ一帯	55,000
	89	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区	46,200
	97	浮間公園・荒川河川敷緑地一帯	3,914
	229	新河岸東公園一帯	7,643
	232	赤羽北地区一帯	8,061
	233	浮間一丁目地区	5,536
小 計		127,092	
合 計		401,423	

41. 災害用給水所(深井戸)一覧表

令和5(2023)年4月現在

No	名称	所在地	設置年月日	深 度	揚水量	施設内容
1	田端 災害用給水所	田端3-16-2 (田端区民センター内)	S53. 3. 31	300m	30 t / h	自家発電装置
2	飛鳥山 災害用給水所	王子1-1 (飛鳥山公園内)	S54. 3. 31	130m	20.8 t / h	自家発電装置
3	赤羽台 災害用給水所	赤羽台2-3	S55. 3. 31	250m	21.0 t / h	自家発電装置
4	北区役所 災害用給水所	王子本町1-15-22 (区役所第1庁舎内)	S55. 3. 31	245m	30 t / h	自家発電装置
5	堀船 災害用給水所	堀船3-16	S60. 3. 30	221m	24 t / h	自家発電装置
6	西ヶ原 災害用給水所	西ヶ原2-1 (滝野川公園内)	S60. 12. 13	250m	24 t / h	自家発電装置
7	名主の滝 災害用給水所	王子本町2-7 (名主の滝公園内)	H 5. 3. 31	180m	70.8 t / h	自家発電装置
8	中央公園 災害用給水所	十条台1-2 (中央公園内)	H 8. 3. 29	250m	94.8 t / h	自家発電装置
9	赤羽自然観察公園 災害用給水所	赤羽西5-2(赤羽自然 観察公園内)	H11 . 3. 8	207m	36.3 t / h	自家発電装置
10	浮間三丁目 災害用給水所	浮間3-1-10	H11. 3. 31	238m	12 t / h	自家発電装置
11	清水坂公園 災害用給水所	十条仲原4-2-1 (清水坂公園内)	H14. 3. 31	150m	20 t / h	自家発電装置
12	豊島馬場遺跡公園 災害用給水所	豊島8-27-1 (豊島馬 場遺跡公園内)	H15. 3. 31	150m	18 t / h	自家発電装置
13	西ヶ原四丁目 災害用給水所	西ヶ原4-51-62(西ヶ 原みんなの公園内)	H22. 3. 31	200m	18 t / h	自家発電装置
14	JR田端ビル 災害用給水所	東田端2-20-68 (JR所有)	H10. 2. 1 使用協定	200m	4.8 t / h	自家発電装置
15	震災時多機能型深 層無限水利	十条台1-2 (東京消防庁所有)	H24. 7. 2 使用協定	250m	120 t / h	自家発電装置

42. 耐震性地下貯水槽一覧

5t、10t貯水槽

令和5(2023)年4月現在

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
十条台地域振興室	岸町2丁目児童遊園	岸町2-5-16	昭和60年度
	中十条公園	中十条2-12-12	昭和61年度
	岸町1丁目町会事務所横	岸町1-14-10	昭和62年度
王子地域振興室	王子3丁目公園	王子3-23-33	昭和58年度
	豊島公園	王子6-3-45	昭和59年度
	王子5丁目公園	王子5-17-26	昭和62年度
	王子6丁目公園	王子6-2-60	昭和63年度
豊島地域振興室	豊島7丁目児童遊園	豊島7-31-1	昭和57年度
	豊島8丁目児童遊園	豊島8-33-11	昭和57年度
十条地域振興室	十条仲原1丁目児童遊園	十条仲原1-21-10	昭和60年度
	上三ふれあい広場	上十条3-8	平成10年度
神谷地域振興室	神谷3丁目児童遊園	神谷3-16-18	昭和61年度
	都営神谷町アパート	神谷2-49	昭和61年度
	神谷1丁目児童遊園	神谷1-5-11	平成13年度
赤羽西地域振興室	鶴ヶ丘町会事務所	赤羽西4-31-12	昭和57年度
	西が丘児童遊園	西が丘2-22-11	昭和59年度
	赤羽西6丁目児童遊園	赤羽西6-3-10	昭和59年度
	稻付公園	赤羽西3-19-5	昭和61年度
志茂地域振興室	志茂5丁目児童遊園	志茂5-39-3	昭和58年度
	志茂4丁目児童遊園	志茂4-46-6	平成8年度
赤羽地域振興室	八雲神社境内	岩淵町22	昭和57年度
	岩淵かつばひろば	岩淵町28-11	平成10年度
赤羽北地域振興室	赤羽北2丁目児童遊園	赤羽北2-34-6	昭和57年度
	都営赤羽北2丁目第2アパート	赤羽北2-36-3	昭和62年度
	袋町公園	赤羽北3-11-10	昭和63年度
滝野川西地域振興室	滝野川3丁目児童遊園	滝野川3-80-3	昭和57年度
	音無こぶし緑地	滝野川4-29先	昭和58年度
	北谷端公園	滝野川7-14-1	昭和60年度
滝野川東地域振興室	西ヶ原2丁目児童遊園	西ヶ原2-19-11	昭和58年度
	大原児童遊園	滝野川1-78-8	昭和58年度
	西ヶ原公園	西ヶ原4-18-1	昭和60年度
	西部つどい広場 (10t)	西ヶ原4-59-3	平成26年度

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
西ヶ原東地域振興室	東中里公園 中里町自治会館前 西中里公園 中里3丁目児童遊園	中里1-12-2 中里3-4-12 中里2-15-1 中里3-22-9	昭和60年度 昭和60年度 昭和62年度 平成8年度
昭和町地域振興室	上中里2丁目跨線橋下 栄町南児童遊園	上中里2-32 栄町7-12	昭和57年度 昭和57年度
浮間地域振興室	浮間中央児童遊園 区営浮間3丁目第4アバ°-ト 都営浮間1丁目第2アバ°-ト 都営浮間2丁目アバ°-ト1号館 都営浮間2丁目アバ°-ト3号館 都営浮間3丁目第2アバ°-ト	浮間3-34-21 浮間3-24 浮間1-5 浮間2-26-1 浮間2-26-3 浮間3-1	昭和58年度 昭和61年度 昭和61年度 昭和62年度 昭和62年度 平成8年度
桐ヶ丘地域振興室	赤羽北3丁目児童遊園 都営桐ヶ丘アバ°-ト東地区集会所横 " ふれあい広場 " 45号棟横 " 桐ヶ丘赤羽台アバ°-ト 赤羽台公園 都営赤羽西5丁目アバ°-ト	赤羽北3-18-8 桐ヶ丘1-4 桐ヶ丘2-3 桐ヶ丘1-19 赤羽台4-16 赤羽台3-16-1 赤羽西5-7	昭和59年度 昭和59年度 昭和59年度 昭和59年度 昭和59年度 昭和61年度 昭和61年度
田端地域振興室			
東十条地域振興室	旧東十条出張所 東十条5丁目新幹線高架下	東十条3-14 東十条5-11	昭和61年度 昭和63年度
堀船地域振興室	堀船第2公園 堀船1丁目公園 堀船2丁目児童遊園 都営堀船3丁目第2アバ°-ト 堀船3丁目町会事務所前 船方児童遊園	堀船2-27-17 堀船1-15-9 堀船2-25-13 堀船3-1 堀船3-40-15 堀船4-13-28	昭和57年度 昭和58年度 昭和59年度 昭和59年度 昭和60年度 昭和63年度
東田端地域振興室	田端新町1丁目児童遊園 田端新町公園	田端新町1-17-8 田端新町1-22-18	昭和58年度 昭和62年度

計61基



20t・40t貯水槽 一覧

令和5(2023)年4月現在

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
十条台地域振興室	王子本町公園 中央公園（北） 中央公園（南） 中十条公園	王子本町2-29-8 十条台1-2 十条台1-2-1 中十条2-12-12	昭和47年度 昭和47年度 昭和49年度 昭和51年度
王子地域振興室	王子6丁目児童遊園 王子6丁目公園 飛鳥山公園 王子5丁目公園 柳田公園 旧桜田小学校 王子サンハイツ（旧王子ふれあい館）	王子6-2-60 王子6-2-60 西ヶ原2-16 王子5-17-26 王子1-20-1 王子5-2-8 王子6-2-33	昭和47年度 昭和48年度 昭和49年度 昭和50年度 昭和50年度 昭和51年度 昭和56年度
豊島地域振興室	豊島八幡児童遊園 豊島区民センター	豊島2-19-15 豊島3-27-22	昭和50年度 平成10年度
十条地域振興室	十条公園 十条仲原1丁目児童遊園 上四虹ひろば 上十条4丁目児童遊園 上三ふじ広場（20t） 上四みんなの広場 上五防災ふれあい広場（20t）	十条台2-5-13 十条仲原1-21-10 上十条4-12-14 上十条4-17-4 上十条3-2-10 上十条4-14-14 上十条5-25-9	昭和48年度 昭和49年度 平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成22年度 令和元年度
神谷地域振興室	北運動公園	神谷2-47-6	昭和49年度
赤羽西地域振興室	稻付西山公園 鶴ヶ丘児童遊園 島下公園 西が丘三ツ和公園 区営赤羽西6丁目第2アパート 〃 第3アパート 赤羽自然觀察公園	西が丘3-10-3 赤羽西4-6-5 赤羽西6-10-12 西が丘2-4-1 赤羽西6-8 赤羽西6-38 赤羽西5-2-34	昭和47年度 昭和48年度 昭和48年度 昭和49年度 昭和54年度 昭和54年度 平成24年度
志茂地域振興室	志茂3丁目児童遊園 志茂子ども交流館 志茂東公園（20t） 志茂四わかば児童遊園	志茂3-18-3 志茂5-18-3 志茂3-46-8 志茂4-31-1	昭和51年度 昭和51年度 平成16年度 平成28年度
赤羽地域振興室	赤羽東公園 赤羽公園 UR赤羽南1丁目団地	赤羽1-43-1 赤羽南1-14-17 赤羽南1-16	昭和50年度 昭和51年度 昭和54年度

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
赤羽北地域振興室	赤羽台さくら並木公園 袋町公園 赤羽3丁目公園 UR赤羽北2丁目団地（東） 〃（西） 都営赤羽北3丁目アパート	赤羽台4-17-5 赤羽北3-11-10 赤羽3-23-19 赤羽北2-15 〃 赤羽北3-7	昭和48年度 昭和50年度 昭和50年度 昭和54年度 昭和54年度 昭和54年度
滝野川西地域振興室	四本木児童遊園 南谷端公園 藤和板橋コーブ	滝野川3-61-8 滝野川7-42-1 滝野川7-2-4	昭和47年度 昭和49年度 昭和57年度
滝野川東地域振興室	滝野川馬場児童遊園 西ヶ原東保育園 西ヶ原みんなの公園 谷戸さんさん児童遊園 道音坂児童遊園	滝野川2-30-29 西ヶ原3-19-11 西ヶ原4-51-62 西ヶ原3-59-16 滝野川1-32-2	昭和48年度 昭和48年度 平成22年度 平成30年度 令和2年度
西ヶ原東地域振興室	西中里公園 東中里公園	中里2-15-1 中里1-12-2	昭和49年度 昭和50年度
昭和町地域振興室	滝野川第五小学校 上中里2丁目児童遊園	昭和町3-3-12 上中里2-13-15	昭和50年度 昭和51年度
浮間地域振興室	浮間北公園 浮間つり堀公園 UR浮間3丁目エステート	浮間1-11-1 浮間5-4-19 浮間3-1-1	昭和47年度 昭和49年度 昭和54年度
桐ヶ丘地域振興室	桐ヶ丘中央公園（東） 桐ヶ丘中央公園（西） 赤羽台けやき公園	赤羽台3-21 桐ヶ丘1-8 赤羽台1-6-52	昭和47年度 昭和47年度 令和4年度
田端地域振興室	田端台公園 田端公園 田端5丁目防災広場	田端1-28-23 田端3-23-24 田端5-7	昭和48年度 昭和51年度 昭和60年度
東十条地域振興室	東十条5丁目児童遊園 東十条区民センター	東十条5-13-2 東十条3-2-14	昭和51年度 平成13年度
堀船地域振興室	堀船公園 都営堀船3丁目アパート	堀船2-10-5 堀船3-16-11	昭和49年度 昭和55年度
東田端地域振興室	東田端公園 田端新町南むつみ公園 東田端2丁目児童遊園	東田端2-5-18 田端新町1-5-13 東田端2-13-7	昭和47年度 昭和50年度 昭和57年度

計69基

43. 東京都水道局営業所保有の応急給水用資機材

令和5(2023)年4月現在

施設名	応急 給水栓	ホース			給水タンク		角形容器	
		20m	5m	1m	0.3 t	1 t	10 t	20 t
北営業所	4基	1本	2本	3本	2基	3基	86個	15個
計	4	1	2	3	2	3	86	15

44. 給水資機材等

令和5(2023)年4月現在

資機材	数量	保管場所
災害用動力ろ水機	14機	各備蓄倉庫・東十条小・稻田小
災害用手動式ろ水機	64機	各防災資機材倉庫（区立小・中学校） 桐ヶ丘・豊島5丁目・滝野川3丁目・東田端・ 浮間備蓄倉庫、東十条区民センター
給水タンク 1t用	164基	各備蓄倉庫・備蓄室（改築校については、 防災備蓄倉庫）・福祉避難所
給水タンク 0.5t用	158基	各備蓄倉庫・備蓄室・予備避難所
ポリタンク 20ℓ用	950基	各備蓄倉庫
ロンテナー 10ℓ用 (折りたたみポリ容器)	4,800個	各備蓄倉庫
連続パック式自動給水分配装置 (ウォーター・パッカー)	3基	桐ヶ丘・滝野川・北運動公園内震災対策用 応急給水施設（500cc 3,000袋／時）
組立式給水架台	5台	飛鳥山・赤羽台・堀船・岩淵・浮間 災害用給水所

45. 激甚災害指定基準

令和5(2023)年10月現在

適用すべき諸措置	激甚とされる被害の程度
激甚法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額 < 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 概ね0.5%を超える災害</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額 < 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 概ね0.2%を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が一以上あること。</p> <p>(1) 都道府県負担の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%を超える</p> <p>(2) 一の都道府県の市町村負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%を超える</p>
激甚法第12条、第13条及び第15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得 × 中小企業付加価値率 × 中小企業販売率の推計額。以下同じ。）× 概ね0.2%を超える災害</p> <p>(B基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 概ね0.06%を超える災害であり、かつ次の要件に該当する都道府県が一以上あるもの</p> <p>一都道府県の当該災害に係る中小企業関係被害額 < 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2%</p> <p>ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合の中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合は、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>

第1部

震災対策編

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

本編

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

適用すべき諸措置	激甚とされる被害の程度
激甚法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数<被災地全域で概ね4,000戸以上 (B基準)</p> <p>次の要件のいずれかに該当する災害</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滅失住宅戸数<被災地全域で概ね2,000戸以上、かつ次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上である災害 2 滅失住宅戸数<被災地全域で概ね1,200戸以上、かつ次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の2割以上である災害 <p>ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。</p>
激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置は、激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置は激甚法第5条の措置が適用される災害
上記の以外の措置	災害の発生の都度、被害の実情に応じて個別に考慮する

46. 局地激甚災害指定基準

令和5(2023)年10月現在

局地激甚災害指定基準	適用すべき基準
<p>(公共施設災害関係)</p> <p>当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額 > 当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く）が一以上ある災害</p> <p>ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額が概ね1億円未満である場合を除く。</p>	<p>1 法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>
<p>(中小企業施設災害関係)</p> <p>当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額 > 当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満は除外）が一以上ある災害</p> <p>ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額が概ね5,000万円未満である場合を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る、法第12条、第13条及び第15条の措置</p>

第1部

震災対策編

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

本編

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

47. 応急仮設住宅建設予定地一覧

令和5(2023)年7月現在

No	場所 (施設名)	所在地	応急仮設住宅 建設用地 (m ²)	敷地面積 (m ²)	所有
1	桐ヶ丘中央公園	桐ヶ丘2-7-43	8,000	50,797	国 区
2	稻付西山公園	西が丘3-10-3	3,300	8,265	国
3	北運動公園	神谷2-47-6	10,000	24,446	区
4	清水坂公園	十条仲原4-2-1	4,500	20,647	区
5	中央公園	十条台1-2-1外	12,300	79,243	国
6	飛鳥山公園	王子1-1-3	8,900	73,788	JR 国 区
7	滝野川公園	西ヶ原2-1-8	2,500	15,837	国 区
8	豊島公園	王子6-3-45	730	6,051	国
9	赤羽公園	赤羽南1-14-17	2,000	11,532	区
10	南谷端公園	滝野川7-42-1	620	7,144	区
11	北谷端公園	滝野川7-14-1	1,080	3,191	区
12	島下公園	赤羽西6-10-12	640	3,396	区
13	袋町公園	赤羽北3-11-10	1,470	7,163	都 区
14	浮間北公園	浮間1-11-11	720	3,131	区
15	稻付公園	赤羽西3-19-5	680	7,899	区
16	堀船公園	堀船2-10-5	660	3,004	区
17	田端台公園	田端1-28-23	600	3,387	区
18	音無もみじ緑地	滝野川4-2先	870	6,271	区
19	浮間一丁目緑地	浮間1-8-1	880	3,874	都 区
20	赤羽台公園	赤羽台3-16-1	1,370	6,511	区
21	音無くぬぎ緑地	滝野川4-33-13	590	2,757	区
22	赤羽台四丁目公園	赤羽台4-17-46	900	4,521	JR 区
23	赤羽緑道公園	赤羽台3-18-33	1,770	20,006	都 区
24	豊島馬場遺跡公園	豊島8-27-1	930	2,839	区
25	醸造試験所跡地公園	滝野川2-6-30	1,050	6,592	国 区
26	志茂東公園	志茂3-46-8	1,250	2,727	都 区
27	志茂ゆりの木公園	志茂5-18-1	200	4,247	区

No	場所（施設名）	所在地	応急仮設住宅建設用地 (m ²)	敷地面積 (m ²)	所有
28	豊島八丁目遊び場	豊島8-30-20	1,000	2,500	区
29	旧西浮間小学校跡地	浮間4-29-30	5,430	9,564	区
30	桐ヶ丘団地内区有地	桐ヶ丘1丁目 18、19、20、31	5,676	5,676	区
合計			80,616		

第1部

震災対策編

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

本編

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

48. 罷災證明書

令和5(2023)年4月現在

罹災証明書

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。(災害対策基本法第90条の2第1項)

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

※各種被災者支援策 紙付：被災者生活再建支援金、義援金等
融資：(独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金等
減免・猶予：税、保険料、公共料金等
現物給付：災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理制度等

＜被災から支援措置の活用までの流れ＞



(引用)罹災証明書(内閣府)

49. 災害弔慰金・災害障害見舞金

令和5(2023)年4月現在

支給に関する処理は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年9月東京都北区条例第20号）及び同施行規則（昭和49年9月東京都北区規則第24号）による。

日赤東京都支部では、災害救援品（見舞品）の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

50. 小災害罹災者に対する見舞金・見舞品

令和5(2023)年4月現在

[区]

(見舞金)

災害の態様	世帯構成		事業所
	普通世帯	単身世帯	
火災による全・半焼、水害による全・半壊	40,000 円	20,000 円	
消防活動による水損	30,000 円	15,000 円	
水害による床上浸水	40,000 円	20,000 円	15,000 円
水害による床下浸水	15,000 円	10,000 円	
区民が火災・水害等により死亡	一人につき 50,000 円		
区民が火災・水害等により負傷	一人につき 20,000 円		

※ その他、一定の場合には、町会自治会に対して援助金を支給する。

(見舞品)

火災の場合、上記見舞金の他に、罹災者1人につき、毛布1枚を支給する。ただし、都から毛布が支給された場合は、北区からの支給は行わない。

[北区社会福祉協議会]

災害の態様	普通世帯	単身世帯
火災の場合 (全焼・半焼・水損全て同様)	5,000 円	3,000 円
水害の場合 (床上・床下全て同様)	5,000 円	3,000 円

※なお、死亡の場合は、見舞金に代えて弔慰金として1世帯5,000円を支給する。

[東京都共同募金からの見舞品]

火災の場合、タオルを、単身・2人世帯の場合は1枚、3~5人世帯の場合は2枚支給する。生活保護を受給している被災世帯には、1世帯につき見舞金1万円を支給する。

[日本赤十字社東京都支部]

日赤東京都支部では、災害救援品（見舞品）の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

災害の態様	見舞金品
火災(全・半焼)	被災者一人につき、毛布・バスタオル 1枚
床上 浸水	被災者一人につき、毛布・バスタオル 1枚 (毛布は寝具使用不可能世帯に準用)

※事業所の床上浸水は、支給の対象外とする。

51. 被災者生活再建支援金

令和5(2023)年7月現在

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	一	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

52. 災害援護資金

令和5(2023)年4月現在

[国]

○根拠法律「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭48法82)

- (1) 実施主体：市町村
- (2) 対象災害：都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
- (3) 受給者：(2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額：350万円

①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	250万円		
②家財の1/3以上の損害	150万円	270万円	350万円	(350)
③住居の半壊	170万円(250)			
④住居の全壊	250万円(350)			
⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円			

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額

(5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。

(6) 利率年：3% (据置期間中は無利子)

(7) 据置期間：3年 (特別の場合5年)

(8) 償還期間：10年 (据置期間を含む)

(9) 償還方法：年賦又は半年賦

(10) 貸付原資負担：国2/3、都道府県・指定都市1/3

[都]

貸付金額 国の災害援護資金貸付金額を超えてなお貸付金を必要とする場合、150万円を限度に貸付を行う。

53. 災害救助法に関する実費弁償

令和5（2023）年4月現在

（災害救助法施行細則（昭和38年10月東京都規則第136号）別表第二）

区分	職種	日当の限度額	超過勤務手当	旅費
実費弁償	医師	21,800円	勤務1時間当たりの日当の額（日当の額を7.75で除して得た額をいう。）を基礎として職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第15条第1項及び第2項の規定の例により算出した額	職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）第2条第2項の規定により1級の職務にある者に支給される額相当額
	歯科医師	20,900円		
	薬剤師	18,100円		
	保健師、助産師及び看護師	17,000円		
	准看護師	13,700円		
	診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	14,800円		
	歯科衛生士	14,400円		
	救急救命士	17,200円		
	土木技術者及び建築技術者	16,400円		
	大工	25,600円		
	左官	28,100円		
	とび職	27,900円		

二 令第四条第五号から第十号までに規定する業者及びその従業者に対する実費弁償のため支出できる費用は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額も加算した額以内の額とする。

のではありません。大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表よりも震度が異なります。

地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級へ

きず、は固定していない重い家具のほとんどが移動し、倒れ破損、落下する建物が多くなる。動くことによる。	壁のタイルや窓ガラスが壁などにひび割れ・亀裂が入る。傾くほどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂が入る。傾くほどが崩れる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
固定していいほどの家具が移動したり倒れたり、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが壁などにひび割れ・亀裂が入る。傾くほどが崩れる。補強されているが、多くのプロック塀も破損するものがある。	壁などにひび割れ・亀裂が入る。まれに傾くほどが多くなる。補強されているが、多くのプロック塀も破損するものがある。

現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起り、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土い砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起り、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土がある。

ドの崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることもある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。また、耐震性が低いものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前には耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向に幅があるため、必ずしも建築年代が古いためで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができます。壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前には耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

安全装置のあるガスマーチューティー(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域によることがある※。

震度5弱程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合せ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によつて行われる。(安全確認の度4程度以上の揺れによる。)

地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し電話等がつながりにくくなる状況(ふくそく)ための対策として、深度6弱程度以上の災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。

地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

への影響

ビル 超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持つている。しかし、長周期地じた揺れが長く続き、揺れが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらない状況となる可能性がある。

等 体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落す

55. 災害救助法の適用基準・適用手続き

北区における災害救助法の適用基準

次のいずれかひとつに該当する場合、救助法の適用を申請する。

- 1 区の地域内の住家で、滅失した世帯数が150世帯以上であること。
- 2 都の区域内の住家のうち、滅失した世帯数が2,500世帯以上であって北区の区域内の住家のうち、滅失した世帯数が75世帯以上であること。
- 3 都の区域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合、災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 4 多数の者が生命又は身体の危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

被災世帯の算定基準

住家が半壊、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

住家の滅失等の認定

1 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

2 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のものの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

3 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの

損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

4 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

前1又は2に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

世帯及び住家の単位

- 1 世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- 2 住家：現実に居住のために使用している建物をいう。

ただし耐火構造アパート等の居住の用に供している部屋が遮断、独立しており日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(参考資料)

- ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）
- ・災害救助法施行令（昭和22年10月政令第225号）第1条
- ・東京都地域防災計画　震災編（令和5年修正）

災害救助法の適用手続き

◎ 災害に際し、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、区長は、ただちにその旨を知事に報告し、次に掲げる事項を明らかにし、災害救助法の適用を要請する。

- 1 災害発生の日時及び場所
- 2 災害の原因及び被害の状況
- 3 適用を申請する理由
- 4 適用を必要とする期間
- 5 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- 6 その他必要な事項

災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種対策の基礎資料となるため、区長は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告するものとする。

救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、区長は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する。

【災害救助法第4条第1項及び同施行令第2条に規定する救助の種類】

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の搜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

災害救助法による救助の程度・方法及び期間

災害救助法による救助の程度・方法及び期間は、災害救助法施行細則第2条の定めるところによる。

実費弁償

災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するものに対する実費弁償のため支出できる費用（同条第5号から第10号までに規定する業者及びその従事者に対する実費弁償のため支出できる費用）は、災害救助法施行細則第6条の定めるところによる。

第1部

第2部
震災対策編

第3部

担当表

第1部

第2部
風水害対策編

第3部
本編

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編